

福島県住宅用太陽光発電設備等補助金に係るQ&A

よくある質問

質 問		回 答
A. 補助制度の違いについて		
1	二つの補助金の違いは。	住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金の場合は、太陽光発電システムのF I T売電可能なのに対し、自家消費型太陽光発電設備モデル事業の場合は、F I T売電不可(非F I T余剰売電可)となっています。 なお、1つの設備に対して両方の補助を利用することはできません。 その他詳細は要領をご確認ください。
2	申請受付はどこで実施しているのか。	福島県再生可能エネルギー推進センターにて受付及びお問い合わせ対応を行っております。連絡先については、HPをご確認ください。
3	申請書類はどのように提出すればよいのか。	福島県再生可能エネルギー推進センターへ郵送にて提出をお願いします。 郵送先についてはHPをご確認ください。
B. 住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金（既存事業）について		
1	法人（個人事業主）も補助対象になるのか。	対象になります。 ただし、建物登記簿謄本の登記が「居宅」であり、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが、10kW未満である必要があります。
2	いつ設置した設備が補助対象となるのか。	太陽光発電システムの場合は接続契約締結日、蓄電システムの場合は補助対象設備の支払いに係る領収日が令和4年4月1日から令和6年3月15日までであれば対象となります。その他詳細は要領をご覧ください。
3	市町村が実施している補助事業との併用は可能か	市町村の制度上認められていれば併用可能ですので、各市町村へご確認ください。
4	増設の場合は補助対象になるのか	既に設置されている太陽光モジュールと合わせて10kW未満である場合、対象になります。
5	太陽光発電設備を設置せずに蓄電設備の申請を行うことは可能か。	申請できません。 太陽光発電設備の設置が要件になっております。
C. 自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金（新規事業）について		
1	法人（個人事業主）は補助対象になるのか。	対象外です。補助対象は個人のみです。
2	いつ設置した設備が補助対象となるのか。	補助対象設備に係る工事契約日又は補助対象設備が設置された住宅の購入契約を締結した日が令和5年5月10日以降であれば補助対象になります。
3	市町村が実施している補助事業との併用は可能か	市町村の制度上認められていれば併用可能ですので、各市町村へご確認ください。
4	増設の場合は補助対象になるのか。	対象外です。
5	住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金の蓄電設備補助との併用は可能か。	可能です。
6	一度F I Tで太陽光システムを設置しており、全て撤去後に再度太陽光を自家消費で設置する場合、補助対象になるか。	F I T認定を取得した設備を完全に撤去し、補助対象設備を全て新しく導入する場合は対象になります。
7	自家消費30%以上の要件の確認方法は。	1ヶ月分の実績に基づき計算する年間の自家消費率が記入してあるシミュレーション表をもって確認します。
8	なぜ月別の発電量及び売電量が表示できる機器の導入が要件になっているのか。	シミュレーションを行うに当たって必要になる、月別の発電量及び売電量の実績を確認するためです。

※お問い合わせの多い質問については、Q&Aに追加することがございます。